

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南伊豆町長 岡部 克仁

市町村名 (市町村コード)	南伊豆町 (304)
地域名 (地域内農業集落名)	全地区 (手石・湊・青市・石井・加納・二條・市之瀬・青野・下小野・上小野・岩殿・毛倉野・蛇石・平戸・伊浜・落居・下流)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地の環境状況悪化と高齢化が進んでいることから遊休農地が増加してきている。主に、農道の狭さ、U字溝の老朽化、水路の機能性低下、鳥獣被害の増加等、問題点が多いが、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保及び育成しつつ、環境整備も行っていくことが必要であり課題となる。このため、新規就農者の研修場所の確保のため、現農業者の受入れ体制の確立や、農地の集約化、環境整備補助を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現担い手への農地集約化に配慮しつつ、新規就農者を確保するために荒廃農地の整備と農地の集積・集約化を進める。また、農地の貸付や遊休農地対策、基盤整備等、今後の農地のあり方について、町と農業委員、推進委員で連携し、計画を立てていくことが必要であり、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	186 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	186 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の農業者を中心に、新規担い手も含めて集積・集約化を進めるために、農地バンクの活用と町、農業委員、推進委員が連携して進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクに貸し付けて集約化を進めるために、町と農業委員、推進委員が間に入り、段階的に進められる計画を立てる。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在、手石・湊・青市地区で企業参入の関係から農地整備調査を行う予定。他地区について事業計画はないが、地域計画で地権者の意向確認を行った後、検討の段階になると思われる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJA、NPO法人湯の花と連携して、生産指導(生産者育成)から販売先斡旋を進める。生産者育成の農地の整備を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
遊休農地発生防止のために、委託業務ではなく新規担い手の確保に努める。そのために農地バンクを活用する。また、農地整備を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①柵等の設置費用等を、補助金の活用で耕作者の負担を軽減し、捕獲人材育成講習会やすでに捕獲対策している方への対応強化を進める。
 ⑤果樹栽培には面積が必要なため、荒廃農地の整備や農地集約化を進め、町からも活用可能な補助金を活用してもらい進める。
 ⑦一度草刈り等を行うことで継続的に保全する方が出てきたり、新規担い手確保につながるので、地域と連携して進める。